

きたもと し だい なな き しょうがい ふく し けい かく  
北本市第七期障害福祉計画

きたもと し だい さん き しょうがい じ ふく し けい かく  
北本市第三期障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

がいようばん  
概要版

れいわ ねん がつ  
令和6(2024)年3月

きたもと し  
北本市

# けいかく さくてい 計画の策定にあたって

## ◆ けいかく さくてい はいけい 計画策定の背景

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して定めるものとされています。また、策定にあたっては、これらを一体のものとして作成することができるものとされています。

この計画は、これらを踏まえて策定した「北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」が令和5年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの成果等を考慮し、令和6年度以降の障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定め、もって障がい福祉施策を効率的に推進することを目的に策定するものです。

## ◆ けいかく きほんてき かんが かつ 計画の基本的な考え方

- ① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

## ◆ けいかく きかん 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026
第五次北本市総合振興計画（基本構想・基本計画）					
第三次北本市地域福祉計画					
第三次北本市障害者福祉計画 「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現					
北本市第六期障害福祉計画 北本市第二期障害児福祉計画			北本市第七期障害福祉計画 北本市第三期障害児福祉計画		
北本市高齢者福祉計画2024 第9期介護保険事業計画					
第二期北本市子ども・子育て支援事業計画					

## ◆ けいかく いち 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」、児童福祉法第33条の20に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」に位置づけられます。

本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら進めます。

# せい か もくひょう れいわ ねん ど しょうらいぞう 成果目標(令和8年度の将来像)

各項目のうち、市町村が設定する事項について、国の基本指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、本市の目標を設定します。

## 1 ふくし しせつ にゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和4年度末時点での**施設入所者数61人のうち4人(6.6%相当)**が、令和8年度末までに地域生活に移行することを目標とします。

※「地域生活への移行者数」は、施設入所からグループホームなどへ移行する目標数

## 2 せいしんしょう たいおう ちいきほうかつ こうちく 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 本市では、埼玉県の考え方のおり成果目標を設定しないこととします。

## 3 ちいきせいかつ しえん じゅうじつ 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築に向けて、コーディネーターの活用等による効果的な支援体制を構築します。また、地域生活支援拠点の相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点の運用状況を、支援の実績等を踏まえ、年1回検証・検討します。
- 強度行動障がいを有する人の支援ニーズを把握し、市または圏域において、専門的人材の育成など支援体制の整備を進めます。

## 4 ふくし しせつ いっぱんしゅうろう いこうとう 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数については、**22人**を目標とします。
- 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数については、令和8年度末の移行者数**18人**を目標とします。
- 就労継続支援A型事業とB型事業利用者の一般就労への移行者数については、令和8年度末の移行者数それぞれ**2人**を目標とします。
- 令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合については、市内事業所全体の**5割**を目標とします。
- 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数については、**10人**を目標とします。
- 令和8年度末の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合については、市内事業所全体の**10割**を目標とします。

## 5

しょう じ し えん ていきょうたいせい せいびとう  
障がい児支援の提供体制の整備等

## ● 児童発達支援センターの設置

→ 設置済

## ● 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

→ 児童発達支援センターの地域でのインクルージョン推進の中核としての機能を充実するとともに、保育所等の育ちの場において、連携、協力しながら、支援を行う体制を構築します。

## ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置

→ 圏域に設置済

市内あるいは近隣市等で活動する社会福祉法人等に北本・鴻巣地域における設置を働きかけていきます。

## ● 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

→ 配置済

## ● 医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置

→ 設置済

## 6

そうだん し えんたいせい じゅうじつ きょう か どう  
相談支援体制の充実・強化等

## ● 基幹相談支援センターの設置

→ 設置済

## ● 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための自立支援協議会の体制確保

→ 自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域における障がい者支援体制の整備の取組を進めます。

## 7

しょうがいふくし どう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく  
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## ● 障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築

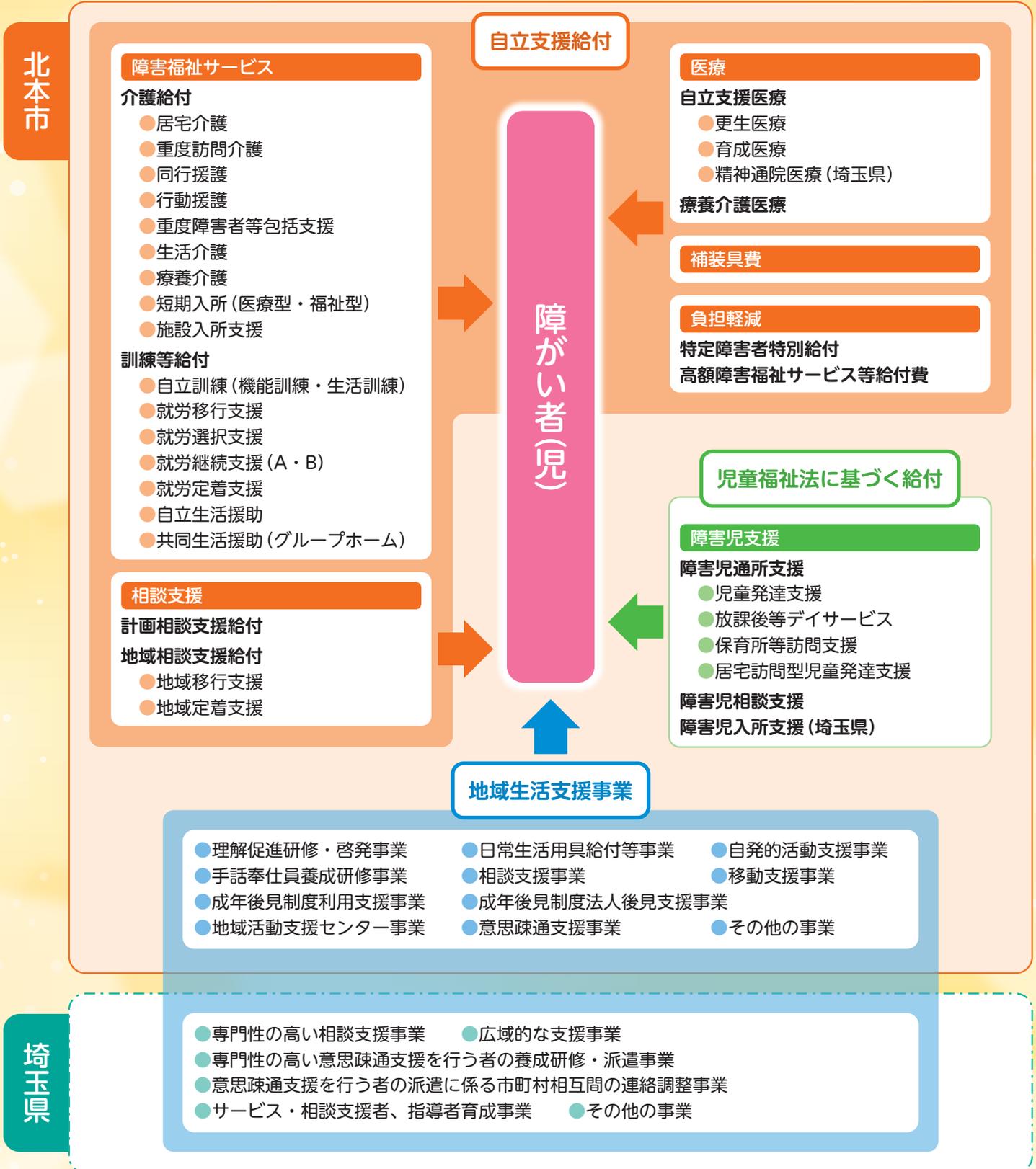
→ 令和8年度末までに構築

- ・ 埼玉県等が実施する研修等への参加を通じて、理解の向上を図ります。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、利用状況の把握・検証を行います。

# しょう しゃ じ たいしょう ぜんたいぞう 障がい者(児)を対象としたサービスの全体像

障がい者を対象としたサービスは、障害者総合支援法に定められており、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象としたサービスは、別に児童福祉法に定められています。

## ■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系



# しょうがいふくし とう みこみりょう 障害福祉サービス等の見込量

## しょうがいふくし とう みこみりょう ◆障害福祉サービス等の見込量

項目		単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
(1) 訪問系サービス	①居宅介護	利用者数	74人	78人	83人	1か月あたり
		利用時間	1,332時間	1,404時間	1,494時間	1か月あたり
	②重度訪問介護	利用者数	3人	3人	4人	1か月あたり
		利用時間	450時間	450時間	600時間	1か月あたり
	③同行援護	利用者数	12人	12人	13人	1か月あたり
		利用時間	180時間	180時間	195時間	1か月あたり
	④行動援護	利用者数	25人	25人	26人	1か月あたり
		利用時間	575時間	575時間	598時間	1か月あたり
	⑤重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	1か月あたり
		利用時間	0時間	0時間	0時間	1か月あたり
(2) 日中活動系サービス	①生活介護	利用者数	179人	186人	194人	1か月あたり
		利用日数	3,580日	3,720日	3,880日	1か月あたり
	うち、重度障がい者の利用	利用者数	27人	28人	29人	1か月あたり
		利用日数	540日	560日	580日	1か月あたり
	②自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	3人	3人	1か月あたり
		利用日数	32日	48日	48日	1か月あたり
	②自立訓練(生活訓練)	利用者数	8人	9人	10人	1か月あたり
		利用日数	136日	153日	170日	1か月あたり
	うち、精神障がい者の利用	利用者数	7人	8人	9人	1か月あたり
		利用日数	119日	136日	153日	1か月あたり
	③就労移行支援	利用者数	32人	33人	34人	1か月あたり
		利用日数	640日	660日	680日	1か月あたり
	④就労選択支援【新規】	利用者数	—	10人	11人	1年あたり
		利用日数	—	200日	220日	1年あたり
	⑤就労継続支援(A型)	利用者数	18人	19人	20人	1か月あたり
		利用日数	360日	380日	400日	1か月あたり
	⑤就労継続支援(B型)	利用者数	80人	83人	87人	1か月あたり
		利用日数	1,360日	1,411日	1,479日	1か月あたり
	⑥就労定着支援	利用者数	15人	19人	24人	1か月あたり
		利用日数	330日	418日	528日	1か月あたり
	⑦療養介護	利用者数	6人	6人	6人	1か月あたり
		利用日数	—	—	—	—
	⑧短期入所(福祉型)	利用者数	19人	20人	21人	1か月あたり
		利用日数	228日	240日	252日	1か月あたり
	うち、重度障がい者の利用	利用者数	7人	8人	9人	1か月あたり
		利用日数	84日	96日	108日	1か月あたり
	⑧短期入所(医療型)	利用者数	5人	7人	9人	1か月あたり
		利用日数	30日	42日	54日	1か月あたり
うち、重度障がい者の利用	利用者数	5人	7人	9人	1か月あたり	
	利用日数	30日	42日	54日	1か月あたり	
(3) 居住系サービス	①自立生活援助	利用者数	2人	2人	2人	1か月あたり
		うち、精神障がい者の利用	利用者数	1人	1人	1人
	②共同生活援助(グループホーム)	利用者数	65人	70人	74人	1か月あたり
		うち、精神障がい者の利用	利用者数	17人	18人	19人
	うち、重度障がい者の利用	利用者数	4人	4人	5人	1か月あたり
		利用者数	63人	65人	66人	1か月あたり
(4) 相談支援	①計画相談支援	利用者数	100人	101人	102人	1か月あたり
		利用者数	2人	2人	3人	1か月あたり
	②地域移行支援	利用者数	2人	2人	3人	1か月あたり
		うち、精神障がい者の利用	利用者数	1人	1人	1人
	③地域定着支援	利用者数	2人	2人	3人	1か月あたり
		うち、精神障がい者の利用	利用者数	1人	1人	1人

項目		単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
(5) 地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点か所数	か所数	1か所	1か所	1か所	1年あたり
	コーディネーター配置人数	配置人数	2人	2人	2人	1年あたり
	支援の実績等を踏まえた検証・検討実施回数	実施回数	1回	1回	1回	年間
(6) 障がい児支援	①児童発達支援	利用者数	43人	47人	51人	1か月あたり
		利用日数	344日	376日	408日	1か月あたり
	②放課後等デイサービス	利用者数	112人	125人	139人	1か月あたり
		利用日数	1,680日	1,875日	2,085日	1か月あたり
	③保育所等訪問支援	利用者数	22人	23人	25人	1か月あたり
		利用日数	44日	46日	50日	1か月あたり
	④居宅訪問型児童発達支援	利用者数	2人	2人	2人	1か月あたり
		利用日数	2日	2日	2日	1か月あたり
	⑤障害児相談支援	利用者数	40人	46人	52人	1か月あたり
	⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(累計)	配置人数	5人	5人	6人	年間
⑦障がい児の子ども・子育て支援等	保育所等利用実人数	利用者数	37人	39人	41人	年間
	放課後児童健全育成事業利用実人数	利用者数	18人	19人	21人	年間
(7) 発達障がい者等に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(保護者数)	受講者数	4人	6人	8人	年間
	実施者数(支援者)	実施者数	2人	3人	4人	年間
	ペアレントメンターの人数	人数	1人	1人	2人	年間
	ピアサポート活動の参加人数	参加人数	4人	6人	8人	年間
(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	3回	3回	3回	年間
	協議の場への関係者の参加者数(延べ人数)	参加者数	85人	88人	92人	年間
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数	2回	2回	2回	年間
	精神障がい者の地域移行支援(人)	人数	1人	1人	1人	年間
	精神障がい者の地域定着支援(人)	人数	1人	1人	1人	年間
	精神障がい者の共同生活援助(延べ人数)	人数	204人	216人	228人	年間
	精神障がい者の自立生活援助(人)	人数	1人	1人	1人	年間
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)(延べ人数)	人数	84人	96人	108人	年間	
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組	基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	年間
	基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数	件数	62件	64件	66件	年間
	基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援件数	件数	12件	13件	14件	年間
	基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の取組の実施回数	回数	42回	43回	44回	年間
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回数	1回	1回	1回	年間
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人数	1人	1人	1人	年間
	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施回数(回) 参加(事業所) 専門部会数 (部会) 専門部会(回)	3回 11事業所 1部会 3回	3回 11事業所 1部会 3回	3回 11事業所 1部会 3回	年間
(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人数	10人	10人	10人	年間
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有無	有	有	有	年間
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数	回数	1回	2回	2回	年間

## ◆ 地域生活支援事業の見込量

項目		単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
①理解促進研修・啓発事業	研修・啓発事業の実施の有無	有無	有	有	有	年間
②自発的活動支援事業	自発的活動支援事業の実施の有無	有無	有	有	有	年間
③相談支援事業	障害者相談支援事業 (委託相談支援事業所)	か所	3か所	3か所	3か所	年間
	基幹相談支援センター (機能強化)	か所	1か所	1か所	1か所	年間
	自立支援協議会	設置	設置済	設置済	設置済	年間
④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度利用支援事業	人数	1人	2人	2人	年間
⑤意思疎通支援事業	手話通訳派遣	利用実人数	36人	37人	38人	年間
		派遣件数	648件	666件	684件	年間
	要約筆記者派遣	利用実人数	1人	1人	1人	年間
		派遣件数	13件	13件	13件	年間
⑥日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件数	4件	5件	6件	年間
	②自立生活支援用具	件数	5件	5件	5件	年間
	③在宅療養等支援用具	件数	9件	10件	11件	年間
	④情報・意思疎通支援用具	件数	11件	12件	13件	年間
	⑤排泄管理支援用具	件数	1,518件	1,533件	1,548件	年間
	⑥居宅生活動作補助用具	件数	1件	1件	1件	年間
	合計	件数	1,548件	1,566件	1,584件	年間
⑦手話奉仕員養成研修事業	研修修了見込者数	人数	13人	15人	16人	年間
⑧移動支援事業	利用実人数		42人	44人	47人	1か月あたり
	利用時間		337時間	355時間	373時間	1か月あたり
⑨地域活動支援センター機能強化事業	か所数		2か所	2か所	2か所	年間
	利用実人数		65人	70人	75人	1か月あたり
その他【任意事業】						
①訪問入浴サービス事業	利用者数		3人	4人	4人	1か月あたり
②日中一時支援事業	利用者数		12人	13人	15人	1か月あたり

北本市第七期障害福祉計画 北本市第三期障害児福祉計画 概要版

令和6年3月発行

発行 北本市福祉部障がい福祉課

〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

TEL: 048-591-1111 (代表) FAX: 048-592-5997